

# 市からの お知らせ

記号の意味

- 主催者
- 日時・期間
- 対象・定員
- 場所・会場
- 講師
- 費用(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法
- 問い合わせ
- 保育 保育あり

## 申し込み記入例

- あて先は  
各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは  
〒181-8555  
三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は  
返信用にも住所・氏名を  
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育希望の有無など)

## お知らせ

### 政治家の寄付は禁止されています

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が、選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、政党や親族に対するものなどを除き、時期や理由を問わず法律で禁止されています。

#### ◆贈らない

お歳暮を贈ることや、忘年会や新年会に祝儀を出したり、酒などを差し入れることも禁止されています。

#### ◆求めない

有権者が政治家に、寄付をするよう勧誘・要求することも禁止されています。

#### ◆あいさつ状の禁止

政治家が選挙区内の人や団体に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

☎選挙管理委員会事務局 ☎内線3030

### 献血にご協力ください

☎12月16日(水)午前10時～11時30分、午後1時～4時

☎市役所1階市民ホール

☎当日会場へ

☎地域福祉課 ☎内線2614

### NPO法人の方へ

#### 事業支援ローンの利子を補給します

市内を本拠地とするNPO法人の運営を支援するため、NPO法人向け事業支援ローンを利用する際の利子の一部を補給します。

☎NPO法人として認証を受け、次の要件を満たす方。①市内に主たる事務所がある、②市内、または隣接する武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、杉並区、世田谷区に事業所を有している、③市内の金融機関に同融資を申し込み、実行されている

#### ◆利子補給の対象額

同融資額のうち500万円以内

#### ◆交付額

支払った約定利息に0.6%を乗じ貸付利率で除した額

#### ◆補給期間

同融資の償還開始日から5年以内

※平成27年中に支払った利子が対象。

☎☎28年1月25日(月)～3月4日(金)に生活経済課(第二庁舎2階) ☎内線2544へ

※必要書類などは市ホームページでご確認ください。

### 「女性、若者／シニア起業家支援資金」利用者に利子を補給します

☎市内に住所(法人は本店所在地)を有し、次の要件を満たす方。①市内で同資金の融資を受けた、②市内で新たに事業を始めようとしている、または同融資を受けた時点で開業後1年未満、③市民税または法人市民税(法人市民税課税前の場合は、その代表者の市民税)を滞納していない

#### ◆利子補給の対象額

同融資額のうち700万円以内

#### ◆交付額

利子補給の対象額に同融資利率(上限2.5%)を乗じて得た額の2分の1

#### ◆補給期間

同融資を受けた日から2年以内

※平成27年中に支払った利子が対象。

☎☎28年1月25日(月)～3月4日(金)に生活経済課(第二庁舎2階) ☎内線2544へ

※必要書類などは市ホームページでご確認ください。

## 税金

### 臨時納税相談窓口を開設します

同日程で電話相談も受け付けます。

☎12月10日(木)～20日(日)の平日午後5時～7時30分、土・日曜日午前9時～午後

4時30分

☎納税課(市役所2階25番窓口)

※庁舎南側スロープ下の地下1階警備室前通口からお入りください。

#### ◆相談・納付(納入)できる税目

市民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

#### ◆オール東京滞納STOP強化月間

12月の同強化月間に都と市区町村が連携し、広報や催告による納税推進、差し押さえや自動車などのタイヤロック、捜索などの滞納処分を行います。

☎同課 ☎内線2433

※市職員と偽った電話や訪問が発生しています。職員は訪問時に顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯しています。不審な場合は同課へご連絡ください。

### 平成28年1月4日(月)は固定資産税・都市計画税(第3期)の納期限です

市税を未納のままにすると、法令に基づき延滞金が増加されます。納期内納付が困難な場合は納税課へご相談ください。

☎同課 ☎内線2417(口座振替)・☎内線2433(納税相談)

#### ◆固定資産税・都市計画税の減免

①相続税のため物納された固定資産、②震災、風水害、火災などにより被害を受けた固定資産、③国や市などが無償で借り受けまたは譲渡を受けた固定資産などは、固定資産税・都市計画税の減免が認められる場合があります(申請がされた後に納期限が到来するものが対象)

☎納期限までに申請書と必要書類を資産税課(市役所2階28番窓口)へ

☎同課 ☎内線2363

### 償却資産の申告書を送付しました

☎市内に事業用資産(会社、工場、商店などで使用する構築物・機械・備品など)を有する方

☎平成28年2月1日(月)までに資産税課

(市役所2階28番窓口)へ

☎同課 ☎内線2363

※賃貸ビルなどを借りて事業をしている方(テナント)が、自身の費用で施工した内装・造作・建築設備なども償却資産として申告が必要です。

※eTAX(エルタックス)による電子申告もできます。くわしくはeTAXホームページ☎http://www.eltax.jp/またはヘルプデスク☎0570-081459へ。

## 年金 国保・年金

### サラリーマンの妻などが扶養を外れたときは国民年金の届け出を

厚生年金の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(第3号被保険者)は、扶養が外れると国民年金への加入が必要です。厚生年金に加入している配偶者が退職・65歳到達・死亡したとき、または本人の収入が扶養の限度額を超えたときや離婚したときは、速やかに手続きをしてください。

☎市民課 ☎内線2394、武蔵野年金事務所 ☎56-1411

## 子育て・教育

### 児童扶養手当を振り込みます

ひとり親家庭などの経済的負担軽減のために支給する手当です。8～11月分の児童扶養手当を、12月10日(木)に指定預金口座に振り込みます。

☎子育て支援課 ☎内線2756

### ひとり親家庭等医療証(マル親)を郵送します

平成28年1月1日から使用するひとり親家庭等医療証(藤色)を、12月22日(火)

## 12月は地球温暖化防止月間

### 家庭でできる地球温暖化防止への取り組み 身近な取り組みを続けていきましょう

- 暖房時の室温は20℃に。カーテンを使って部屋の暖房効果高めましょう
- 衣服の重ね着や湯たんぽの使用などで、暖房の使用を1日1時間短縮しましょう
- 白熱電球をLED電球などの省エネ・長寿命の照明に取り替えましょう
- 家電機器は小まめに主電源を切り、長時間使わない機器はコンセントから抜くなど、待機時の消費電力を減らしましょう
- 買い物にはエコバッグを利用し、省包装の野菜を選びましょう。また、地元の旬の食材を選ぶことで、温室栽培や輸送に使われるエネルギーも減らすことができます
- エコドライブを心掛け、ゆっくりアクセルを踏みましょう(最初の5秒で時速20kmになる速度が目安です)

☎環境政策課 ☎内線2523

### 中小規模事業所向け 「無料・省エネルギー診断」

省エネの専門家が、エネルギー使用量や光熱水費の削減に向け、事業所の特性に応じた最適な省エネ対策をアドバイスします。

診断後は報告書を作成して分かりやすく説明するとともに、費用を掛けない省エネの取り組みを支援します。

☎☎(公財)東京都環境公社クール・ネット東京 ☎03-5990-5087・☎http://www.tokyo-co2down.jp/check/company/へ

### 環境活動表彰の対象者を募集します

市では、市民・団体・事業者が行った先導的な環境活動に対し、「三鷹市環境基金」を活用して表彰します。優れた活動には、賞状と記念品を贈呈します。

#### ◇対象活動

「環境啓発活動の推進」「エネルギーの効率的利用」「ごみの減量」「地域の美化」「緑化の推進」など、環境保全への先導的な活動で、広く紹介できるもの

☎市民、市内の学校・学級、市民が主体となって活動する非営利サークル・団体、市内に事業所を有する事業者(自薦・他薦を問いません)

☎平成28年1月15日(金)までに所定の推薦書と添付書類を環境政策課(第二庁舎2階)へ

☎同課 ☎内線2523